

調査契約書 (以下別紙見積書第 _____ 号に基づきます)

調査の種類	種 素行 家出 所在 相手人物の住所氏名 その他(_____)
調査の対象	住所 _____ (家出の場合は生活していた場所) 氏名 _____ 年 月 日生 _____ 歳 男・女 職業(_____)
調査の方法	尾行 張り込み 聞込み 資料調査 その他 _____ (_____)
調査契約金	_____ 円 (消費税等含む) 成功報酬/契約金の _____ %
調査申込金	_____ 円 / 残金 _____ 円 支払い予定日: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査着手日より前に 振込み・持 参
振込先	
調査の条件	調査開始 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日予定 ・ 指定 _____ を含む _____ 日 稼働 合計 _____ 時間 報告予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日頃 又は調査終了後 _____ 日迄にメール、手渡し、その他(_____)
報告の仕方	メール _____ ビデオ _____ 写真 _____ 証明資料 _____ その他(_____)

● 調査契約金の内訳

・調査作業	_____ 円 × _____ 回 / 合計 = _____ 円
・接触作業	_____ 円 × _____ 回 / 合計 = _____ 円
・以外	_____ 円 × _____ 回 / 合計 = _____ 円
	総合計 _____ 円

甲(受託者) 平成 _____ 年 _____ 日東京都公安委員会 探偵業届出番号 (第30160018号)	所在地	東京都品川区上大崎 3 丁目 3 番 1 号 坂上ビル 4F
	名称	小野寺 良夫
	営業名称	S U P
	代表者	小野寺 良夫
	担当者	小野寺

乙(依頼者) 住所: _____
 氏名: _____
 連絡先: _____

乙の念書
 乙はこの調査結果を犯罪行為、その他差別的行為、違法な行為のために用いることはありません。
 氏名: _____ (印)

調査依頼・受託契約の約款

第1条(契約書の目的)

この契約は受託者 株式会社SRAを甲とし依頼者 を乙として
甲(受託者)と乙(依頼者)との間で取り決めした見積書・依頼目的について、合意した事を証するためこの契約書を2
通作成し、甲乙のそれぞれが各1通を所持します。

第2条(契約の成立)

調査依頼の内容と調査料金等について甲乙双方が合意し、所定の当事者欄に必要事項を記入したうえ、押印すること
で契約が成立します。しかし、部落差別に関わる調査の契約はできません。

- ② 調査料金の支払いは原則として現金支払いとします。ただし、都合により調査料金の一部を後日支払いにする
とき、その旨を明確にすればこの契約を成立させることができます。
- ③ この契約は甲の調査経験、調査行動、管理システム、調査機材などをもって乙に役立てるための調査契約であり、
調査の結果で生ずる乙の利益・損得とは無関係です。
- ④ この調査を甲は外部に委託する場合はあり、乙はこれを了承します。

第3条(成功報酬)

調査依頼の目的達成のため調査の重要性に応じて乙が成功報酬を甲に支払う条件をつけることができます。

- ② 調査継続中に調査活動とは関わりなく家出人または、被調査人の所在が判明したときは、成功報酬の支払いは不要
となり、同時に調査は終了します。ただし、これにより乙は調査料金の返還を求めることはできません。

第4条(みなし終了)

この契約成立後、乙からの調査実行の指示がないまま3ヵ月以上経過した場合は、原則として甲は契約を終了させ
ることがあります。

第5条(調査事項の制限)

甲は調査によって知れた情報は第三者に秘匿します。また、その調査に従事した者も爾後第三者に秘匿します。

- ② 甲から得た調査結果を乙は犯罪行為、違法な差別的な扱いその他の違法な行為のために用いることはできません。
そのほか公序良俗に反する目的のために調査結果を用いることはできません。
- ③ 乙が調査結果を第三者に洩らしたり、知らせたりした結果について甲は責任を負いません。
- ④ 甲の調査活動による情報源、取材の方法などに関する事項は非公開とします。

第6条(追加調査)

調査の進展状態、または難航状態、および調査事項の変更などにより、さらに調査を進める必要があると甲乙は相
互に協議し、この契約とは別に、新たな追加契約を行うことができます。

第7条(契約の解除)

契約の解除は甲乙のどちらかの申し出により解除できます。

- ② 甲から解除を申し出たとき
 1. もっぱら甲に解除する事情がでたとき、調査料金の全額を乙に返還します。
 2. 甲の責ではなく調査を継続できない理由が生じたとき、それまで実施した調査費、諸経費などを調査料金から差
し引いた額を乙に返還します。
- ③ 乙から解除を申し出たとき
 1. 本条②の2と同じく、それまで実施した調査費、諸経費などを調査料金から差し引いた額を乙に返還します。

第8条(調査報告)

調査報告は原則としてメールで行いますが、秘密が保障される時、ビデオを利用することがあります。

- ② 口頭による報告で支障がないときは前項の報告を省略することがあります。

第9条(個人情報(取扱い))

1. 甲はこの契約書の記載事項、並びに調査情報は調査契約の終了後、甲の判断で速やかに廃棄処分します。
2. 公文書確認等、調査目的を示す必要が生じた場合、甲は本契約書を提示することに乙は同意します。

第10条(訴訟のとき)

万一、この契約に関して訴訟となったときは甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとします。

※ご契約いただきます調査契約にて「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合

この説明書をお読み下さい。

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって契約の解除(クーリングオフ)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。
- ② 上記期間内、契約の解除(クーリングオフ)があった場合
 - ア) 契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
 - イ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
 - ウ) すでに役務が提供されたときにおいても、お客様に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

以上の契約内容について甲から説明を受けました。

乙はこれをして承認し契約します。

平成 年 月 日 / 午前・午後 時 分

乙

氏名: _____ (印)

甲

所在地: 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 坂上ビル4F

名称: 小野寺 良夫

営業名称: SUP

代表者: 小野寺 良夫

担当者: 小野寺 (印)